

要望・申し入れ・談話

2013年1月25日

埼玉県バス協会 御中

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子
日本共産党さいたま市議会議員団
団長 山崎 章

精神障害者交通運賃割引に関する申し入れ

貴団体におかれましては公共交通の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年7月31日に、国土交通省は、「一般乗合旅客自動車運動事業標準運送約款」の一部を改正しました。運賃割引の項目において、その対象に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」が加わりました。また同省は8月8日に各バス事業者に通知を出しています。

これまで精神障害者が割引対象になっていなかったことから、障害者団体や家族にとって割引の実施は大きな願いとなっています。

県内バス事業者におかれましては、約款改正を受けた精神障害者の運賃割引を実施していただけるよう申し入れます。よろしくご検討ください。

以上

記者発表資料

2013年1月25日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

埼玉県教職員の退職問題について

1月末をもって、埼玉県教職員が退職することに、保護者はじめ学校関係者から不安の声が上がっています。退職希望者の中には学級担任が少なからずおり、2ヶ月を残して担任や教科の先生がいなくなるという事態は教育現場を大きく混乱させるものです。

これは12月県議会で県職員の退職金を大幅に引き下げる条例が可決され、年度途中の2月から施行されることから引き起こされたものです。この事態を招いた根本的責任は、十分な準備も労使間の議論も尽くさず、拙速に条例提出した知事と、十分審議を尽くさず賛成し可決成立させた県議会の各党にあります。

そもそも突然の退職金削減は、国会において昨年11月16日に国家公務員の退職手当の大幅削減法を自民党、公明党、民主党などが衆議院解散当日のどさくさに紛れてまともな審議もせず強行可決し、それが地方公務員にも押しつけられた結果です。県職員・教職員の労働組合は、退職手当削減そのものの問題と同時に、年度途中の施行は混乱を招くと指摘し、条例撤回を求め続けていました。県議会では、共産党が、退職金削減の影響は、警察官や教職員を含む6万人に及ぶことや「被災地の復興支援や県民サービスに懸命に働く職員の士気をおおいにそぐものである」と指摘し、社民党も年度の途中の施行日が混乱を招くと反対していました。

報道によると12月県議会で条例改定を決めたのは16都府県であり、2月までの施行を予定しているのはわずか10都県にすぎません。さいたま市においても、条例提案は未だされていません。

知事は22日の定例記者会見で退職希望者が「思いのほか多く、想像していたより3倍ぐらい多い」「特に担任を持っている教員に関しては、いささか不快です」と発言しています。各方面からこうした事態への懸念が指摘されてきたにもかかわらず条例提出を強行し、長年にわたって奮闘してきた教職員に対して、退職金の大幅削減か年度途中の退職かの惨い選択を迫る知事の姿勢こそが問題です。知事の責任を教職員のモラルに転嫁する発言は許されません。

県教育委員会は教職員の退職の権利を保障するのは当然ですが、なにより2月からの学校現場での混乱を防ぐため最大限の努力をすべきです。

また、この条例はこれから2段階を経て、最終的に職員の退職金を400万円引き下げるものです。いずれの引き下げ時期も年度途中を実施日としています。我が党は、県職員、教職員とその家族の将来設計を狂わすことになる同条例は撤回すべきだとかさねて主張いたします。退職手当の引き下げは国からの要請ですが、本県への影響に鑑み、削減はしないと独自に判断する姿勢こそが、本当の地域主権のあり方だと付言させていただきます。

以上

埼玉県議会議長
小島 信昭 様

2013年2月13日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

県政調査費（政務活動費）の交付に関する条例改正にあたって

昨年8月の地方自治法の改正によって、「政務調査費」を「政務活動費」とする名称変更が行われ、その具体的な使い道の範囲は地方の条例に委ねられました。

県民の中には、県政調査費が活動費と名称変更されることによって、使途基準が従来の枠を超えて政治活動にまで広げられるのではないかという強い懸念があります。このように県民の関心が高く、県議会の各会派に直接影響を及ぼす事項についての検討は、全会派の参加のもと、開かれた場で行われるべきです。報道によれば、自民党、民主党、公明党、刷新の会など一部会派で構成する「議会あり方研究会」が条例改正に向けた検討の中間報告を議長に行ったとのこと。この「あり方研究会」は、一部の会派による非公開の組織であり、議会を代表するものではありません。

一方、県政調査費の調査研究費や会議費などの支出について「会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある」と会派が判断する場合、非公開とできる規定等は、繰り返し県民の批判を受けています。改正地方自治法では「議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めるものとする」とあり、よって条例改正にあたってはこの規定を削除し、十分な透明性を確保する機会としなければならないと考えます。

したがって、以下の点について強く申し入れるものです。

記

- 一、 条例改正の議論は、全会派参加の特別委員会など県民公開の場で行うこと。
- 一、 調査研究費や会議費などの支出について会派の判断によって領収書を非公開とできるとした、県政調査費の交付についての規定7条2項などの関連部分は削除すること。
- 一、 視察報告や議会報告の公開の義務づけなど、より使途の透明性を確保する規定を盛り込むこと。

以上

※議会運営委員長および自民、民主、公明、刷新の会の各団長にも同様の申し入れをしました。

記者発表

2013年2月26日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

本日、同条例案が県議会に提出され、委員会審議も省略して採決されました。

この条例は県政務活動費の用途基準の範囲について調査研究のみに限定されていたものを、地方自治法の改正を契機に「その他の活動」にまで拡大するものです。法改正の段階から、国民・県民の間には、調査費の用途が不適切な範囲までに広げられるのではないかという懸念の声が広がっていました。県議会はこの声に応え、条例の議論を県民参加のもと丁寧に行うべきでした。党県議団は2月定例会に先立ち議長や議会運営委員長、各会派に、条例の議論は全会派参加の県民公開の場で行うこと、「会派の自主的な活動に支障を及ぼす恐れがある場合は」領収書を非公開とできる内容を削除することなどを申し入れたところで、同条例案が、県民コメントすら行わず、県民に開かれた形での全会派の参加する委員会等で慎重に審議しなかったことは、県民参加の観点から問題であると指摘いたします。

しかし、議会あり方研究会の最終報告の段階で、条例に格上げされていた「会派の自主的な活動に支障を及ぼす恐れがある場合は」領収書を非公開とできる内容が、提出された条例案から削除されていたこと、また、党県議団を代表して村岡正嗣県議が行った質疑への答弁において、「海外視察報告と広報紙の提出の検討」が明言されたことから、前進面を評価して同条例に賛成しました。

今後も、政務活動費の透明性の確保のために、県民の皆様とともに全力を尽くす決意です。

以上

2013年3月26日

陸上自衛隊第32普通科連隊

連隊長 渡邊 俊明 様

第3中隊長 小池 正彦 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳 下 礼 子

市街地での徒步行進訓練の中止を求める申入書

陸上自衛隊第32普通科連隊が3月27日午前6時より同日午後6時にかけて、さいたま市の大宮駐屯地より吉川市の市民交流センター「おあしす」まで、徒步行進訓練を実施することが関係市町を通じて明らかにされました。

小池中隊長の名で関係市町に通知された文書等によれば、徒步行進訓練の目的は、「徒步行進能力の基盤を確立及び大規模災害発生時の防災隊区への進出進路の確認」とあり、中隊の40人が戦闘服や弾帯、戦闘靴、背囊などを身につけて2隊に分かれて徒步行進するとなっています。

人口が密集する市街地を戦闘服姿の自衛隊員が隊列を組んで行進することは、平穏な市民生活の中に突如軍事訓練を持ち込むことであり、子どもや一般市民に与える威圧感や恐怖感をはかりしれないものがあります。たとえ大規模災害訓練を兼ねた徒步行進訓練だとしても、市民が日常生活を送る平穏な市街地で実施しなければならない理由は見あたりません。しかも、今回の訓練の実施にあたっては、関係市町との事前の協議もなく、一方的な通知だけで強行されようとしています。また、大規模災害時に自衛隊に派遣要請する権限をもつ県知事にさえ、今回の訓練の実施について何ら通知されていないことも重大であり、自治体の存在を軽視するものと言わなければなりません。

よって、貴職におかれては市街地を利用した27日の徒步行進訓練を中止されるよう、強く申し入れるものです。

以上

埼玉県知事 上田 清司 様

2013年3月29日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

米投資会社サーベラスによる西武鉄道5路線等廃止提案の撤回について

株式会社西武ホールディングスの後藤高志社長は、3月26日筆頭株主の米投資会社サーベラスが実施している株式公開買い付け（TOB）に反対すると記者会見で表明しました。同社長はその場で、昨年10月にサーベラスからコスト削減の一環として、西武秩父線、多摩川線、山口線、国分寺線、多摩湖線など5路線の廃線、埼玉西武ライオンズの売却など提案があったと明らかにしました。

突然の報道に沿線住民からは、「そんなことは絶対許されない」という驚愕の声が届いています。これらの路線は、西武線沿線住民の日常生活を支える上で必要不可欠な路線であり、その廃線の影響の地域的広がり大きさは図り知れません。

上田知事が、3月25日に西武ホールディングス本社を訪問し、沿線自治体とともに西武秩父線等の鉄道路線の存続に向けて取り組むよう、いち早く要請していることは大変心強いことです。引き続き西武線沿線はじめ埼玉県西部を中心とした、全県の取り組みが必要です。県が先頭に立って、県内自治体を取りまとめ、生活路線の存続の世論を広げ、サーベラス、西武ホールディングスへの積極的働きかけを強力に進めていただきたく、以下の点を強く申し入れます。

- 一、県内自治体を取りまとめ、東京都と連絡を密にし、路線存続のための取り組みを強力にすすめること。
米投資会社サーベラス、株式会社西武ホールディングスに対して、あらゆる機会をとらえ存続を働きかけること。
- 一、県民の不安に対して、この問題の情報収集とその公開に努め、生活路線存続の世論を広げること。
- 一、サーベラスに対して、企業の社会的責任を果たすよう要請することを国に働きかけること。また投資会社への規制の検討を国に働きかけること。

以上